

## 支所の再編

シンプルで分かりやすい窓口体制と事務の効率化を図るため、5課3分室から地域課、市民窓口課、福祉課の3課に変更し、効率的・効果的な市民サービスを行います。

### 【地域課】(新設)

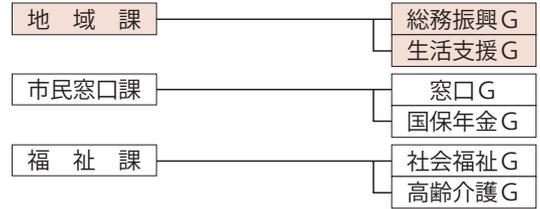
- 庁舎の管理、行政区関係、税証明書発行、収納業務(総務振興G)
- 家庭ごみ・生活環境・上下水道等の受付、道路維持補修等の相談受付(生活支援G)

### 【市民窓口課】

- 戸籍、住民票、印鑑証明など各種証明書の発行(窓口G)
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険・医療福祉費・国民年金の受付・相談業務(国保年金G)

### 【福祉課】

- 障害福祉・子ども福祉関係の受付業務(社会福祉G)
- 高齢福祉関係の受付業務(高齢介護G)



※市民窓口課および福祉課の業務は、今までどおりです。

問合せ 行政経営課 内線556

# 国民年金 学生納付特例制度

20歳になると国民年金に加入して保険料を納めることとなります。学生納付特例制度は、所得が少ないなどの理由で納付が困難な方が申請により保険料の納付が猶予される制度です。平成23年度の申請は、4月1日から受け付けます。ただし、平成23年度に20歳を迎える方は、日本年金機構より国民年金加入届等の書類が届いてから、その書類を持参の上、申請してください。

### 所得審査の対象者は？

本人の所得が所得基準以下であるか否かで判定します。

### 所得基準は？

本人の所得が次の式で計算した額以下であること。  
118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

### 対象となる学校は？

大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※1)、一部の海外大学の日本分校(※2)です。  
※1 修業年限が1年以上の課程に在学している方に限られます。私立の各種学校については都道府県知事の許可を受けた学校に限られます。  
※2 日本国内にある海外大学の分校であって、文部科学大臣が個別に指定した課程に在籍する方

### 承認を受けた期間は？

○未納の期間とは違い、障害基礎年金等の受給資格期間に含まれます。  
○10年以内であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができます。

(ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納するときは経過期間に応じた加算額が上乘せされます。)

### 申請に必要なものは？

- ①年金手帳(または基礎年金番号が分かるもの)
- ②学生証(コピー可)
- ③認印

### 【問合せ】

保険年金課  
(内線141・142)  
笠間支所市民窓口課  
(内線72104)  
岩間支所市民窓口課  
(内線73182)

### 「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金・遺族基礎年金(受給資格期間)		○(入ります)	○(入ります)	×(入りません)
老 齡 基 礎 年 金	受給資格期間	○(入ります)	○(入ります)	×(入りません)
	年金額に計算	○(されます)	×(されません)	×(されません)

